

## ○騒音・振動規制法 特定建設作業

作業の内容	騒音	振動	摘 要
くい打機を使用する作業	○	○	○もんけんを除く ○くい打機をアースオーガと併用する作業を除く(※騒音) ○圧入式くい打機を除く(※振動)
くい抜機を使用する作業	○	○	○油圧式くい抜機を除く(※振動)
くい打くい抜機を使用する作業	○	○	○圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	○	—	
さく岩機を使用する作業	○	○	○1日50mを超えない作業に限る ○手持式ブレーカーのものを除く(※振動)
空気圧縮機を使用する作業	○	—	○電動式のもの、または、さく岩機の動力として使用するものは除く ○定格出力が15kw以上のものに限る
コンクリートプラントを設けて行う作業	○	—	○混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る ○モルタル製造用プラントを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	○	—	○混練重量が200kg以上のものに限る
バックホウを使用する作業	○	—	○低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたものを除く ○定格出力が80kw以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業	○	—	○低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたものを除く ○定格出力が70kw以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	○	—	○低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたものを除く ○定格出力が40kw以上のものに限る
鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業	—	○	
舗装版破碎機を使用する作業	—	○	○1日50mを超えない作業に限る

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く